

募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第 12 条に定める取引条件の説明書面および同法第 12 条 5 に定める契約書面の一部になります。お申込みの際は必ずこの旅行条件書と各ツアー毎のご案内を必ずお読みください。

■ 申し込みの方法と旅行契約の成立、旅行代金のお支払いについて

○当社または当社の委託販売旅行者が予約成立画面または予約確認・入金依頼メールに表示する日までに、指定の口座に申込金をお振り込みください。「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれの一部または全部として取扱います。旅行契約は当社が申込金を受理したときに成立するものとします。ただし、各ツアー案内にて「実施後支払い」としているツアーに関してはこの限りではありません。

■ 申し込みにあたってのお願い

○a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

○複数の旅行者を一度にお申し込みになる場合は、代表者を定めその代表者の方からお申し込みください。当社は、お申し込みいただいた方を契約責任者として契約締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を行います。

■ 旅行契約内容・代金の変更

○当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

○当社は、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。この場合、当社が旅行代金を増額するときは、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。

○奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けする場合がございます。

■ 旅行契約の解除

○お客様が下記の理由で旅行契約を解除した場合は取消料はいただきません。

・当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「旅程保証」の項目の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

・旅行に利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が増額されたことにより当社が旅行代金を増額した場合。

・当社が確定日程表を契約書面（取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には当該取引条件説明書面の記載事項。以下において同じ。）に記載する日までに交付しない場合。

・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

○当社は、次の場合は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）

・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

・お客様が参加旅行者の条件を満たしていないことがわかったとき。

・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■ 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消しされる場合には、旅行代金に対して 1 人につき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

1) 14 日前～8 日前までのご連絡 料金の 20%（日帰りツアーの場合は 10 日～8 日前まで）

2) 7 日～2 日前までのご連絡 料金の 30%

3) 前日のご連絡 料金の 40%

4) 当日のご連絡 料金の 50%

5) ツアー開始後のご連絡、または無連絡 料金の 100%

■ 当社の責任

当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内（手荷物に関するものは 14 日以内）に当社に通知があった場合に限り。また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は 1 人 15 万円（当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）とします。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない

事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負いません。

■ 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款（別紙）特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われたい旨が明示された日については当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、その日は「当旅行参加中」とはいたしません。

■ 旅程保証

○当社は標準旅行業約款別表二に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、運送・宿泊機関等のサービスが行われているにもかかわらず、過剰予約が生じたことによるもの以外の、次の変更を除きます。

イ) 次に掲げる事由による変更

(a) 天災地変 (b) 戦乱 (c) 暴動 (d) 官公署の命令 (e) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

(f) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (g) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

ロ) 第7・8・9項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更

○当社が支払うべき変更補償金の額は、おひとり様に対して1旅行につき旅行代金の15%を上限とします。ただし、おひとり様に対してその総額が1,000円未満のときは当社は変更補償金を支払いません。

○当社はお客様の同意を得て、変更補償金の金銭による支払いを、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行うことがあります。

○当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第11項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

■ お客様の責任

○お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

○お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

○お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■ 事故等のお申出について

添乗員等が同行しない場合であって、旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

■ 国内旅行保険の加入について

当社は、当社の旅行業約款により、お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客様自身でも旅行傷害保険に加入されますようお願いいたします。

■ 募集型企画旅行契約約款について

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

以上